

中 間 検 査 実 施 基 準

(目 的)

第 1 この基準は、「名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱」第 30 条及び「名古屋市緑政土木局請負工事検査要領」第 3 による中間検査について、必要な事項を定めるものとする。

2 中間検査は、完了検査を補完するために工事の施工途中において、完了時点では不可視・手直しの困難な工事などの確認検査をし、品質の確保・向上に必要な指導・助言を行い、工事の良好な完成を図るものとする。

(対象工事・工種及び検査の時期)

第 2 中間検査の対象工事・工種及び検査の時期は、次の通りとする。

検査の対象工事・工種	検査の時期
大規模で 6 か月以上の工期の工事（当初請負金額 1 億円以上）	工期の中間期
橋梁塗装工（1, 000 m ² 以上のもの。複数ある場合は合算し、対象はその内の 1 橋とする。）	足場解体前
耐震補強工（アンカーボルト工） 挿入長を測定要領に従って超音波で測定。	足場解体前 1 回／工事
コンクリート床版工（床版面積 200 m ² 以上のもの）	足場解体前
橋梁架設工（橋面積【延長×幅員】500 m ² 以上のもの）	足場解体前
基礎杭工（径 600mm 以上かつ 10 本以上のもの）	打設完了時
鋼矢板工（本体工で長さ 5m 以上かつ延長 100m 以上のもの）	打設完了時
護岸基礎工（延長 100m 以上のもの）	埋 戻 前
防火水槽工	貯 水 前
暗渠・函渠工（内径 600mm 以上かつ延長 100m 以上で完了時に内部の確認出来ないもの）	埋戻・通水前
水景工（防水工 10 m ² 以上のもの）	貯 水 前
低入札価格調査を経て契約した工事（当初請負金額 2 億円未満：落札率 75% 未満が対象。当初請負金額 2 億円以上：すべて対象。）	施工計画書、施工体制台帳及び施工体系図が提出された時期
緑政土木局が発注した工事において成績評定が 60 点未満であったことにより請負工事成績評定要領第 7 条 2 による通知を受けた請負人が行う工事。 ただし、この項目に基づく中間検査を行う工事の数は、同一の受注者に対して直近の通知日から起算して 12 か月の間に契約した工事について 3 件とする。	施工計画書が提出された時期 ただし、低入札に基づく中間検査を実施する場合にあっては、原則として、同時に行うこととする。
上記の他必要のあるもの	必 要 時

(検査の方法)

- 第3 書類検査では、施工計画の策定状況、材料・出来形管理の実施状況について確認するものとする。
- 2 現地においては、「施工管理基準」に基づいて出来形の確認検査と工事の施工状況の確認をするものとする。
 - 3 中間検査において検査員は、出来形が設計図書等と不一致、不適合であると確認した時には請負人に対してその部分の手直しを命じ、又は必要な指導・助言を行うことができるものとする。
 - 4 中間検査には、担当監督員又は主任監督員が立会うものとする。

(その他)

- 第4 中間検査の実施については、工事仕様書への記載、あるいは設計説明での通知等により予め請負人に通知するものとする。
- 2 検査依頼及び検査員の指定等は、「検査員等指定規程」に基づいて行うものとする。
 - 3 担当監督員は、請負人に対して検査の日時の通知、関係書類の整備・検査用具の準備の指示を行うものとする。
 - 4 この基準に定めのない事項、その他凝義を生じた事項は、その都度監督員と指導検査担当主査と協議して定めるものとする。

附 則

この基準は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。